

アイヌ政策推進交付金事業実施要綱

令和元年9月6日 府ア推第5号

(通 則)

第1条 アイヌ政策推進交付金（以下「交付金」という。）に関しては、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。以下「法」という。）、同施行令（令和元年政令第8号）、同施行規則（令和元年内閣府令第4号）及び法第7条第1項の基本方針並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

(目 的)

第2条 交付金は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、法第10条第9項の規定により、認定を受けたアイヌ施策推進地域計画（以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が法第10条第9項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、交付金を交付することにより、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備を図ることを目的とする。

(アイヌ施策推進地域計画)

第3条 交付金の交付を受けようとする市町村は、法第10条第2項第2号に規定する事業（交付金を充てて行うものに限る。）に関する事項を記載した法第10条第1項のアイヌ施策推進地域計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、その認定のため、内閣総理大臣に申請するものとする。

2 前項の申請は、交付金の交付を受けようとする全ての市町村が単独で又は共同で行うこととする。

3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成するに当たり、成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について評価を行い、これを公

表するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

- 4 内閣総理大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、認定市町村に対し必要な助言をし、改善を求めることができる。

(地域計画の認定基準)

第4条 内閣総理大臣は、前条第1項の申請があったアイヌ施策推進地域計画について、法第10条第9項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

(1) 法第10条第9項第1号の「基本方針に適合するものであること」については、事業の実施により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に寄与するものであるとともに、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するものであると認められること。

(2) 法第10条第9項第2号の「当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること」については、市町村が自ら行う評価が可能な具体的目標を定めることに努めるなど、当該交付金を充てて行う事業について、アイヌ施策の推進に寄与することを明らかにしていること。

(3) 法第10条第9項第3号の「円滑かつ確実に実施されると見込まれること」については、関係機関との調整を行っている、アイヌの人々を含めた地域住民からの意見聴取を行っているなど、事業の実施が円滑かつ確実であると見込まれること。

(認定アイヌ施策推進地域計画の軽微な変更)

第5条 認定アイヌ施策推進地域計画の変更について、交付金の事業費の2割以内の増減については、法第11条第1項の軽微な変更として扱うものとする。

(交付対象の事業及び経費)

第6条 交付金は、次に掲げる事業及び経費を対象とする。

(1) 文化振興事業

法第10条第2項第2号イ及びロに該当する事業であって、地域における創意工夫をいかしつつ、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等の普

及啓発のために必要となる次の事業

ア 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援

① 空間活用事業

コタンを再現し、形成した空間の維持管理等に要する経費。

② 自然素材育成事業

アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の栽培・育成等に要する経費。

③ アイヌの歴史調査及び周辺環境整備事業

遺跡発掘調査前の事前調査や、発掘調査後の遺跡外における周辺環境整備に要する経費。

イ アイヌ文化の体験交流

児童と父母、教師等を主な対象としたアイヌ文化体験（海外の先住民族との交流を含む。）に要する経費。

ウ その他文化振興のための事業

(2) 地域・産業振興事業

法第10条第2項第2号ハ及びニに該当する事業であって、地域における創意工夫をいかしつつ、アイヌ文化による地域振興・産業振興のために必要となる次の事業

ア アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施

アイヌゆかりの地などを巡る観光ルート開発、アイヌ文化等を紹介するシアター、多目的ホール等における資機材の導入、アイヌに関する文化財の展示を行っている博物館、郷土資料館等におけるアイヌ企画展の開催、施設内の案内板や音声ガイド等の多言語化など、アイヌ文化関連の観光プロモーションに要する経費。

イ アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営

アイヌゆかりの地や生活館（地域住民交流の場）を拠点にアイヌ文様等による装飾を施したバス（以下「アイヌラッピングバス」という。）を運営することに要する経費。

ウ アイヌ文化のブランド化推進

アイヌ文化に関連した新たなブランド（商品）の開発（知的財産の保護を含む。）、販路開拓のプロモーション、工房等における資機材の導入等に要する経費。

エ 木工芸品等の材料供給システムの整備

原木等の自然素材の伐採・採取及び保全・再生等の活動に要する経費。

オ その他地域・産業振興のための事業

(3) コミュニティ活動支援事業

法第10条第2項第2号ニに該当する事業であって、地域における創意工夫をいかしつつ、アイヌの高齢者によるコミュニティ活動等を支援する次の事業

ア アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備

老朽化した生活館の耐震改修等及び多機能型交流施設化に要する経費。

イ アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援

アイヌ高齢者によるコミュニティ活動（海外の先住民族との交流を含む。）に要する経費（当該活動を支援する者に係る経費を含む。）。

ウ アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援

小中学生等を対象としたアイヌ文化等を担う人材育成のための学習支援のためのサテライト授業等（海外の先住民族との交流を含む。）に要する経費。

エ その他コミュニティ活動を支援するための事業

（事業の要件）

第7条 前条に規定する交付対象事業（以下「本事業」という。）は、原則として、認定市町村の区域において実施するものとし、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 事業の実施に当たっては、アイヌの人々の理解及び地域住民の十分な協力が得られるものであること。

(2) 既存施設の有効活用に努めるなど、事業費が必要最小限のものとなるよう考慮された事業であること。

(3) 民間で類似の事業を行っている場合には、当該事業との連携を図るなど、民業圧迫とならないよう留意すること。

2 本事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

（アイヌ政策推進交付金事業計画の作成）

第8条 本事業の実施に当たっては、認定市町村が主体となりアイヌ政策推進交付金事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、その採択のため、内閣総理大臣に提出するものとする。

- 2 認定市町村が、事業計画の内容について重要な変更を行う場合には、変更後の事業計画を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(採択基準)

第9条 本事業の採択に係る基準は、次に掲げるものとする。

1 一般的基準

目標が設定され、成果目標の達成に向けた工程が適切に設定されていること。

2 事業別基準

(1) 文化振興事業

ア 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援

① アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金によりイオル再生事業として実施されてきた事業については、本事業に移行することができる。この場合、事業計画について、平成17年7月にアイヌ文化振興等施策推進会議により策定された「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」と整合性のとれたものであること。

② アイヌの歴史調査及び周辺環境整備事業については、認定市町村の区域においてアイヌに関連する遺跡として蓋然性が高いものが存すること。

イ アイヌ文化の体験交流

① アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金によりイオル再生事業として実施されてきた事業については、本事業に移行することができる。この場合、事業計画について、平成17年7月にアイヌ文化振興等施策推進会議により策定された「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」と整合性のとれたものであること。

② 海外の先住民族との交流については、国際交流に寄与する事業であり、アイヌの人々の参加が見込まれること。

(2) 地域・産業振興事業

ア アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施

① 観光ルート開発については、アイヌゆかりの地を巡るものとするとともにアイヌの人々との交流機会を含むものであること。

② 資機材の導入については、継続的に使用可能な当該施設の機能強化に寄与するものであること。

③ 博物館、郷土資料館等におけるアイヌ企画展の開催などについては、認定市町村が主催し、又は共催するアイヌ文化等に関するものである

こと。

- ④ 案内板や音声ガイド等の多言語化については、アイヌ語を含めるよう努めるものとする。

イ アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営

- ① アイヌゆかりの地を拠点に観光客の誘客を促進するもの又は生活館（地域住民交流の場）を拠点にアイヌの人々の利便性を確保するバス事業であること。
- ② 1日当たりの計画運行回数が原則として3回以上であって、1回当たりの輸送量が5人以上と見込まれること。
- ③ アイヌラッピングバスの運営に当たっては、アイヌ語による車内放送を実施するなど、アイヌ文化等の振興・普及啓発に寄与するよう努めるものとする。

ウ アイヌ文化のブランド化推進

- ① 事業の対象が、アイヌの伝統を踏まえつつ市場ニーズを考慮したものであること。
- ② 資機材の導入については、継続的に使用可能な当該施設の機能強化に寄与するものであること。

エ 木工芸品等の材料供給システムの整備

アイヌ工芸品等の原料について、現在の調達先の適切な維持管理や新たな調達先の確保により、将来にわたる継続的な供給体制の構築に寄与するものであること。

(3) コミュニティ活動支援事業

ア アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備

当該施設においてアイヌの人々の利用が見込まれること。

イ アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援

アイヌの高齢者の参加が見込まれる活動（伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業として行う事業を除く。）であること。場所については、原則、生活館において実施することとする。

ウ アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援

- ① 市町村内に居住する小学生、中学生等の全部又は一部を対象とした学習支援とし、おおむね10名以上の子どもの利用が見込めること。また、アイヌの子どもの利用が見込まれること。場所については、原則、生活館において実施することとする。
- ② 海外の先住民族との交流については、国際交流に寄与する事業であり、アイヌの人々の参加が見込まれること。

(他の事業との調整)

第10条 本事業の実施に当たっては、地域内における国、地方公共団体等による各種施策及び公共施設との調整を図るものとする。

(事業の内容)

第11条 本事業の実施期間は、原則として5年以内とする。

2 本事業の対象となる経費の算定に当たっては、認定市町村が所在する都道府県又は当該認定市町村において使用されている単価を基準として、当該市町村長が認めた当該地域の実情に即した適正な価格によるものとする。

(効果の検証)

第12条 交付金の交付を受けようとする認定市町村は、本事業の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を設定の上、その達成状況について、毎年度検証するものとする。

(認定アイヌ施策推進地域計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項)

第13条 交付金を充てて行う事業を実施した認定市町村は、当該事業に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、第3条第3項の規定により設定した成果目標に関し、自主的な取組として認定アイヌ施策推進地域計画の目標の達成状況について期間終了後速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間目標の達成状況について中間評価を行うものとする。

2 中間評価の実施時期は、計画期間の中間年度の終了後とする。

3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 中間評価にあつては認定アイヌ施策推進地域計画の目標に掲げる中間目標等の達成状況、事後評価にあつては認定アイヌ施策推進地域計画の目標等の達成状況

(2) 目標達成のために実施した事業の進捗状況及び効果

(3) 今後の方針等

- 4 認定市町村は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は認定市町村独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じて認定アイヌ施策推進地域計画の見直しを行うものとする。
- 5 認定市町村は、第3条第3項の規定に基づく認定アイヌ施策推進地域計画の評価結果の公表について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(指標の検証状況等の把握)

第14条 内閣総理大臣は、認定市町村に対し、第12条による検証の結果及び第13条による評価に係る達成状況について、報告を求めることができる。

(事業実施後の措置)

第15条 認定市町村は、本事業の全てが完了したときは、その旨を内閣総理大臣に報告するものとする。

- 2 認定市町村は、本事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するものとする。対象施設等の利用状況等が低調である場合には、当該認定市町村は、その要因を分析し、対象施設等の運営方法や利用形態等の改善について、当該対象施設等の利用に係る事業計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

(補助金の適正な執行の確保)

第16条 国は、本事業の実施について、総合的な推進体制を整備し、助言、指導その他の必要な援助を行うものとする。

- 2 国は、本事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、アイヌ施策推進室長が別に定めるアイヌ政策推進交付金事業実施要領によるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から適用する。